

○笠岡市住吉地区地区計画による建築物の用途制限の概要

		① 商業 地区	② 地 区 商 業 複 合	③ 地 区 沿 道 商 業	備 考 欄	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○		
店舗等		○	▲	○	▲10,000㎡以下	
事務所等		○	○	○		
集荷場等		×	×	×		
ホテル、旅館		○	○	○		
遊 技 施 設 等	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バットイング練習場等	○	○	○		
	カラオケボックス等	○	▲	○	▲10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	○	▲	○	▲10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	▲	○	▲200㎡未満	
	キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等	×	×	×		
公 共 施 設 病 院 学 校 等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○		
	図書館等	○	○	×		
	巡査派出所、郵便局等	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○		
	病院	○	○	○		
	公衆浴場、診療所等	○	○	○		
	老人ホーム、保育所、福祉ホーム等	○	○	▲	▲保育所は可	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○		
自動車教習所	×	×	×			
工 場 ・ 倉 庫 等	単独車庫(附属車庫を除く)	○	○	○		
	附属車庫	○	○	○		
	倉庫(自家用)	○	○	○		
	倉庫業倉庫	×	×	×		
	畜舎	15㎡を超えるもの	×	×	×	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		▲	▲	▲	▲原動機を使用する作業場の床面積50㎡以下
	自動車修理工場		▲	▲	▲	▲作業場の床面積150㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供するもの	量が非常に少ない施設	▲	▲	▲	▲危険物の種類・量による

この表は建築物の制限の概要を示したものであり、すべての制限を示したものではありません。